

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年3月定例会

	議案の 件名	議案第4号 交野市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条 例について	政策等 の区分	計画・事業・ <b>条例</b> その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
(交野市固定資産評価審査委員会条例) 地方税法第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存その他審査 に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (交野市職員のサービスの宣誓に関する条例) 地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。 (交野市火入れに関する条例) 交野市に所在する森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土 地における火入れに関し、森林法第21条の許可の手続その他必要な事項を定めることを目的とする		他の自治体においても同様の見直しが行われる。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
国では、行政手続に係る書面・押印・対面を不要とするための各種手続の見直しが行われ、地方公 共同体においても、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むことが望まれているとこ ろ、本市においても市民の利便性向上及び職員の業務効率化の観点から行政手続の簡素化を図るた め、押印手続の見直し等を行う。		本改正により、市民による申請手続等が簡素化される。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
令和2年7月 総務省通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」 が発出される。 令和3年7月 交野市行政手続における押印見直し等の指針が策定される。		“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	19. 困ったとき何でも気軽に相談できるところがある 29. 一人ひとりの違いをお互いに尊重しあい、差別なく暮らし ている 76. 市民も事業者も市の職員も、みんなで楽しく汗をかいてい る				
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉		計画名称					
		策定年度					
		計画期間					
有・ <b>無</b> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）							
		〈政策等の実施時期〉		令和4年4月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		総務部	総務課	有・ <b>無</b> 新旧対照表等			

交野市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

国では、行政手続に係る書面・押印・対面を不要とするための各種手続の見直しが行われ、地方公共団体においても、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むことが望まれているところ、本市においても市民の利便性向上及び職員の業務効率化の観点から行政手続の簡素化を図るため、押印手続の見直し等を行う。

2. 条例改正の内容

第1条関係 交野市固定資産評価審査委員会条例について

- ・審査申出人が提出する審査申出書について、押印を必要とする条項を削除する。
- ・口頭審理で審査申出人が提出する口述書について、押印を必要とする文言を改正する。
- ・固定資産評価審査委員会において作成する調書（口頭意見陳述調書、口頭審理調書、実地調査調書及び議事調書）について、押印を必要とする文言を改正する。

第2条関係 交野市職員のサービスの宣誓に関する条例について

- ・任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前における宣誓書への署名を必要とする文言を「宣誓書を任命権者に提出する」に改正する。
- ・宣誓書の様式中「印」を削除する。

第3条関係 交野市火入れに関する条例について

- ・火入許可申請書の様式中「印」を削除し、その他様式に係る所要の改正を行う。

3. 施行日

令和4年4月1日

交野市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年条例第18号）新旧対照表

新	旧
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名_____しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p>

新	旧
<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名_____しなければならない。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名_____しなければならない。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名_____しなければならない。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印_____しなければならない。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印_____しなければならない。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印_____しなければならない。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p>



新

様式第1号(第2条関係)

(宣誓書)

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

旧

様式第1号(第2条関係)

(宣誓書)

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

印

新

様式第2号(第2条関係)(消防職)

(宣 誓 書)

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実且つ公正に消防職務の遂行に当ることを固く誓います。

年 月 日

氏 名

旧

様式第2号(第2条関係)(消防職)

(宣 誓 書)

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実且つ公正に消防職務の遂行に当ることを固く誓います。

年 月 日

氏 名

印

交野市火入れに関する条例（昭和59年条例第18号） 新旧対照表

新		旧	
別記様式第1号（条例第2条関係）		別記様式第1号（条例第2条関係）	
火 入 許 可 申 請 書		火 入 許 可 申 請 書	
年 月 日		昭和 年 月 日	
交野市長 殿		交野市長 殿	
申請者 住 所		申請者 住 所	
氏 名		氏 名	
電 話		電 話	
<p>次のように火入れを行いたいので許可されたく「交野市火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。</p>		<p>次のように火入れを行いたいので許可されたく「交野市火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。</p>	
火 入 地	所 在 地	交野市	番地外 筆 (別紙明細表のとおり)
	所 有 者 (管 理 者)	(別紙明細表のとおり)	
	地 種 区 分	保安林( )、普通林、原野、その他( )	
	所 有 区 分	国有地( )、公有地( )、私有地( )	
	面 積	総面積	ヘクタール
火 入 れ 期 間	年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)		
火 入 れ 目 的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼 畑 5 採草地改良		
火 入 れ 方 法			
防 火 体 制	火入従事者	男 人、 女 人、 計 人	
	防 火 帯	延長	メートル、 幅員 メートル
	器 具		
火 入 責 任 者			
備 考	(添付書類 通)		
<p>(注) 1 保安林の( )の中には保安林種を記入、2 その他の( )には土地現況を記入、3 所有区分の( )には、所有形態の細分(部分林、部落有林、社寺有林等)を記入</p>			
<p>(注) 1 保安林の( )の中には保安林種を記入、2 その他の( )には土地現況を記入、3 所有区分の( )には、所有形態の細分(部分林、部落有林、社寺有林等)を記入</p>			



新

別記様式第2号 (条例第4条第1項関係)

火 入 許 可 証	
年 月 日	
許可番号	号
申請人	殿
交野市長 印	
月 日に申請のあつた火入れは、下記のとおり許可する。	
火 入 場 所	交野市 番地外 筆
面 積	総面積 ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	
備 考	

旧

別記様式第2号 (条例第4条第1項関係)

火 入 許 可 証	
昭和 年 月 日	
許可番号	号
申請人	殿
交野市長 印	
月 日に申請のあつた火入れは、下記のとおり許可する。	
火 入 場 所	交野市 番地外 筆
面 積	総面積 ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	
備 考	